○中国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　山本　大志

令和八年六月二十三日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前 A	九・五〇～八・六八	七二・五〇メートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	八・六八～三二・三四	一九・九四四キロメートル	
	C	三二・三四～九・五〇	一二六・四七	
	後 A	九・五〇～八・六八	七二・五〇メートル	
	B	八・六八～三二・三四	一九・九四四キロメートル	
	C	三二・三四～九・五〇	一二六・四七	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

国会事項

衆議院

国会議員の所得等報告書等の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく所得等報告書等を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日

所得等報告書〉関連会社等報告書〉　令和八年六月三十日(火)

閲覧場所

衆議院第一議員会館地下一階

資産等報告書等閲覧室

（千代田区永田町二丁目二番一号）

閲覧時間等

午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで

なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

条約送付通知書受領

六月十九日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

六月十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵政民営化法等の一部を改正する法律

社会福祉法等の一部を改正する法律

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

議案送付

六月十九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

六月十九日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

質問書提出

六月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問主意書（早稲田ゆき提出）

答弁書受領

六月十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本ジョージ提出西サハラに関する質問に対する答弁書

報告書受領

六月十九日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

こども基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」に関する報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

参議院

議案提出

六月十九日衆議院から次の議案が提出された。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一号）

議案受領

六月十九日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（閣法第四六号）

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

議案付託

六月十九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）　法務委員会に付託

議案送付（予備審査）

六月十九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

外国人総合政策庁の設置等による外国人政策の総合的な推進に関する法律案（神谷宗幣外三名発議）

議決通知

六月十九日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件